（聴聞等の方法の特例）

第五十一条　地方運輸局長は、法第十条の三第七項（法第十九条の六第二項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）、法第十四条第二項、法第十七条（法第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）並びに法第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第一号様式（第２条、第19条の２の３、第21条、第22条、第23条、第42条の19関係）

（略）

第二号様式（第２条、第42条の19関係）

（略）

第四号様式（第 23 条の 15、第 42 条の 19 関係）

年　月　日

運　航　実　績　臨　時　報　告　書

殿

（区間）

（期間）

事業者名及び住所

（略）

（注）１　国土交通大臣又は所轄地方運輸局長（内航一般不定期航路事業においては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長）において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができる。

２　事業の類型の欄には、本報告書に係る事業（一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は内航一般不定期航路事業）の別を記載すること。

３　航路名等の欄には、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業又は旅客不定期航路事業にあっては、許可又は登録を受けた航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする２航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。内航一般不定期航路事業にあっては、起点、終点又は水域を記載すること。

４・５　（略）

６　備考の欄には、自己所有船、傭船（よう）の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

７～17　（略）

（削る）

（聴聞等の方法の特例）

第五十一条　地方運輸局長は、法第十条の三第七項（法第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）、法第十四条第二項及び第十七条（法第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第一号様式（第２条、第19条の２、第20条、第22条、第23条の４、第42条の２関係）

（略）

第二号様式（第２条、第42条の２関係）

（略）

第三号様式の二（第 23 条の 15、第 42 条の 2 関係）

年　月　日

運　航　実　績　臨　時　報　告　書

殿

（区間）

（期間）

事業者名及び住所

（略）

（注）１　国土交通大臣又は所轄地方運輸局長（人の運送をする内航不定期航路事業においては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長）において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができる。

２　事業の類型の欄には、本報告書に係る事業（一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、人の運送をする内航貨物定期航路事業、旅客不定期航路事業並びに人の運送をする内航不定期航路事業）の別を記載すること。

３　航路名等の欄には、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、人の運送をする内航貨物定期航路事業、旅客不定期航路事業にあっては、許可を受けた又は届出をした航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする２航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。人の運送をする内航不定期航路事業にあっては、事業の概要を記載すること。

４・５　（略）

６　備考の欄には、自己所有船、よう船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

７～17　（略）

第四号様式　削除